

別表第1 規制基準の適用期日

(1) 化学的酸素要求量に係るもの

業種又は施設	特定施設番号(注1)	適用期日
下記以外の業種又は施設	下記以外のものとみなし 病院、みなし浄化槽	昭和62年9月1日
共同調理場、弁当仕出屋、弁当 製造業及び飲食店	66の4、66の5、66の6、 66の7、66の8	平成元年10月1日
トリクロロエチレン又はテトラクロ ロエチレンによる洗浄施設及び トリクロロエチレン又はテトラクロ ロエチレンの蒸留施設	71の5、71の6	平成5年12月1日
ジクロロメタンによる洗浄施設 又はジクロロメタンの蒸留施設		平成12年3月1日
廃棄物処理施設の一部(注2)	71の3と71の4の一部	平成11年4月1日
石炭を燃料とする火力発電施設 のうち、廃ガス洗浄施設	63の3	平成13年7月1日
界面活性剤製造業の用に供する 反応施設、エチレンオキサイド又 は1,4-ジオキサンの混合施設	38の2、66の2	平成24年5月25日

(2) 窒素含有量及び燐含有量に係るもの

業種又は施設	特定施設番号(注1)	適用期日
下記以外の業種又は施設	下記以外のものとみなし 病院、みなし浄化槽	平成5年12月1日
トリクロロエチレン又はテトラクロ ロエチレンによる洗浄施設及び トリクロロエチレン又はテトラクロ ロエチレンの蒸留施設	71の5、71の6	
ジクロロメタンによる洗浄施設 又はジクロロメタンの蒸留施設		平成12年3月1日
廃棄物処理施設の一部(注2)	71の3と71の4の一部	平成11年4月1日
石炭を燃料とする火力発電施設 のうち、廃ガス洗浄施設	63の3	平成13年7月1日
界面活性剤製造業の用に供する 反応施設、エチレンオキサイド又 は1,4-ジオキサンの混合施設	38の2、66の2	平成24年5月25日

- (注1) 水質汚濁防止法施行令別表第1 (以下「政令別表」という。) に掲げる施設番号。
- (注2) 政令別表第71号の3及び第71号の4イに掲げる特定施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (平成9年政令第269号) により新たに特定施設となったもの並びに政令別表第71号の4ロに掲げる特定施設。